

埼玉県公安委員会規程第6号

埼玉県公安委員会事務専決規程を次のように定める。

平成9年12月17日

埼玉県公安委員会委員長

埼玉県公安委員会事務専決規程

埼玉県公安委員会の権限の代行処理に関する規程（昭和38年埼玉県公安委員会規程第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する許可、認可、免許、調査等の事務のうち、埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）若しくは警察署長（以下「署長」という。）又はこれらの補助機関が専決することができる事務について必要な事項を定めることを目的とする。

（専決事務の範囲）

第2条 本部長及び署長並びにこれらの補助機関は、公安委員会事務専決事項及び専決権者一覧表（別表）に定めるところにより、公安委員会の権限に属する事務を専決することができる。ただし、別表に掲げる専決事項であっても重要又は特異若しくは処理上疑義のある事項及び公安委員会が特に指示した事項については、その内容に応じて、上位の職にある者又は公安委員会の決裁を受けなければならない。

2 別表の規定にかかわらず、警察本部の参事官及び参事は部長の指示により部長の専決事項のうち、総括調査官、主席調査官及び調査官は所属長の指示により所属長の専決事項のうち、それぞれ担当事務に係る事項について専決することができる。この場合において、前項のただし書を準用する。

（報告）

第3条 本部長は、前条の規定に基づき、本部長及び署長並びにこれらの補助機関が専決した事項については、月ごとにその概要をとりまとめ、公安委員会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日公安委員会規程第 1 号）

- 1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行前に違反行為をしたことを理由とする運転免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止若しくは運転免許を受けることができない期間の指定又は運転の禁止の基準については、改正後の運転免許行政処分規程別記の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 9 月 29 日公安委員会規程第 2 号）

- 1 この規程は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。（以下略）

附 則（平成 10 年 10 月 29 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 24 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 1 月 28 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 12 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 29 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 5 月 25 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 6 月 28 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 8 月 15 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 12 年 8 月 15 日から施行する。

附 則（平成 12 年 11 月 22 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 12 年 11 月 24 日から施行する。

附 則（平成 13 年 1 月 4 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 29 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 5 月 25 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 9 月 18 日公安委員会規程第 15 号）

この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 9 月 26 日公安委員会規程第 16 号）

この規程は、平成 13 年 9 月 26 日から施行する。

附 則（平成 13 年 9 月 28 日公安委員会規程第 17 号）

この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 13 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 26 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 15 日公安委員会規程第 6 号）

1 この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

2 略

附 則（平成 14 年 6 月 25 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 6 月 25 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 8 月 29 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 8 月 29 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 10 月 22 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 11 月 28 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 30 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 6 月 30 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 10 月 1 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 10 月 27 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 8 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 16 年 12 月 17 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 6 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 17 年 7 月 6 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 27 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 30 日公安委員会規程第 11 号）

この規程は、平成 17 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 30 日公安委員会規程第 12 号）

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 30 日公安委員会規程第 13 号）

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 27 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 26 日公安委員会規程第 17 号）

1 この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 8 月 30 日公安委員会規程第 19 号）

この規程は、平成 18 年 8 月 30 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 20 日公安委員会規程第 20 号）

この規程は、平成 18 年 12 月 20 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 1 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 19 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 19 年 9 月 19 日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 25 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 27 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 8 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 30 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 30 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 25 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 29 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 30 日公安委員会規程第 11 号）

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 11 月 26 日公安委員会規程第 13 号）

この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 3 日公安委員会規程第 14 号）

この規程は、平成 20 年 12 月 18 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 4 日公安委員会規程第 15 号）

この規程は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 18 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日公安委員会規程第 8 号）

1 この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

2 （略）

附 則（平成 21 年 12 月 1 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 21 年 12 月 4 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 12 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 24 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 2 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 4 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 15 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 25 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 26 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、平成 24 年 10 月 30 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 4 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 8 月 7 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 25 年 8 月 7 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 4 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 25 年 12 月 4 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 12 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 7 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 30 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 24 日公安委員会規程第 13 号）

この規程は、平成 26 年 12 月 24 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 18 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 29 日公安委員会規程第 13 号）

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 30 日公安委員会規程第 15 号）

この規程は、平成 27 年 7 月 30 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 16 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 28 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 15 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 14 日公安委員会規程第 11 号）

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 29 日公安委員会規程第 12 号）

この規程は、平成 28 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 22 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 29 年 2 月 22 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 9 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 30 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 6 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 1 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 17 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 30 年 10 月 24 日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 12 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 13 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、令和元年 6 月 13 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 9 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、令和元年 9 月 9 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 29 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日公安委員会規程第3号）

この規程は、令和2年3月31日から施行する。

附 則（令和2年11月4日公安委員会規程第7号）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和3年7月14日公安委員会規程第4号）

この規程は、令和3年7月14日から施行する。

附 則（令和4年3月9日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和4年3月18日から施行する。

附 則（令和4年3月9日公安委員会規程第3号）

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

附 則（令和4年5月13日公安委員会規程第5号）

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和4年9月30日公安委員会規程第7号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月7日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日公安委員会規程第4号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月13日公安委員会規程第6号）

この規程は、令和5年4月13日から施行する。

附 則（令和5年6月30日公安委員会規程第7号）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

公安委員会専決事項及び専決権者一覧表

【注：特定課長とは、課長代理が配置されている課の課長をいう。
課長補佐等とは、課長補佐、室長補佐、科長、隊長補佐、補佐官及び校長補佐をいう。】
【●は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく「風俗営業者等に対す

示」及び「映像送信型風俗特殊営業を営む者に対する措置命令」に関する事務に限る。】

1 各部共通

Table with columns: 番号, 根拠法令, 条項, 事務内容, 専決権者 (警察本部, 警察署), 区分. Rows include items 1-5 with specific legal provisions and administrative tasks.

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分					
				警察本部					警察署										
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理						
8	行政手続法（平成5年法律第88号）	第5条第1項	審査基準の設定			○													
		第5条第3項	審査基準の公表			○													
		第6条	標準処理期間の設定及び公表			○													
		第7条	申請の形式上の要件の不備の補正要求					○											
			申請の形式上の要件の不備による拒否			○													
		第8条第1項	拒否理由の提示			○													
		第9条	情報の提供			○													
		第10条	公聴会の開催等			○													
		第11条第2項	他の行政庁との相互連絡			○													
		第12条第1項	処分基準の設定及び公表			○													
		第14条	不利益処分の理由の提示			○				●									
		第15条第1項	聴聞の通知			○													
		第15条第3項（第31条において準用する場合を含む。）	公示による通知			○													
		第16条（第31条において準用する場合を含む。）	代理人資格証明書及び代理人資格喪失届の受理			○				●									
		第18条第1項	文書等の閲覧要求の受理			○													
		第18条第3項	文書等の閲覧の日時及び場所の指定			○													
		第19条第1項	主宰者の指名（公安委員に対するものを除く。）	○															
		第20条第6項	審理の公開の決定			○													
		第24条第3項	聴聞調書及び報告書の受理			○													
		第24条第4項	聴聞調書及び報告書の閲覧要求の受理				○												
聴聞調書及び報告書の閲覧の許可				○															
聴聞調書及び報告書の閲覧の不許可	○																		
第25条	聴聞の再開の命令			○															
第29条第1項	口頭による弁明の決定			○				●											
	弁明書の受理			○				●											
第29条第2項	証拠書類等の受理			○				●											
第30条	弁明の機会の付与の通知			○				●											
9	聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）	第3条第3項	主宰者の再指名（公安委員に対するものを除く。）			○													
		第9条第1項（第24条第2項において準用する場合を含む。）	聴聞の期日（弁明の日時）又は場所の変更の申出の受理並びに聴聞の期日（弁明の日時）又は場所の変更			○			●										
		第9条第3項（第24条第2項において準用する場合を含む。）	聴聞の期日（弁明の日時）又は場所の変更の通知			○				●									
		第12条第1項	聴聞の審理の公開の通知並びに期日及び場所の公示			○													
		第19条第2項	聴聞調書等の閲覧の日時及び場所の指定並びにその通知			○													
		第21条第1項	弁明録取者の指名			○				●									
		第22条第3項	弁明調書の受理			○				●									
		第24条第1項（第11条第1項、第2項及び第3項を準用する場合）	提出物目録の作成			○				●									
提出物目録の写しの交付				○				●											
証拠書類等の返還				○				●											

共通

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分										
				警察本部					警察署															
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長	課長	課長代理											
10	埼玉県行政手続条例(平成8年埼玉県条例第65号)	第5条第1項	審査基準の設定			○																		
		第5条第3項	審査基準の公表			○																		
		第6条	標準処理期間の設定及び公表			○																		
		第7条	申請の形式上の要件の不備の補正要求							○														
			申請の形式上の要件の不備による拒否			○																		
		第8条第1項	拒否理由の提示			○																		
		第9条	情報提供			○																		
		第10条	公聴会の開催等			○																		
		第11条第2項	他の行政庁との相互連絡			○																		
		第12条第1項	処分基準の設定及び公表			○																		
		第14条	不利益処分の理由の提示			○																		
		第15条第1項	聴聞の通知			○																		
		第15条第3項(第29条において準用する場合を含む。)	公示による通知			○																		
		第16条(第29条において準用する場合を含む。)	代理人資格証明書及び代理人資格喪失届出書の受理			○																		
		第18条第1項	文書等の閲覧請求の受理			○																		
		第18条第3項	文書等の閲覧の日時及び場所の指定			○																		
		第19条第1項	主宰者の指名(公安委員に対するものを除く。)	○																				
		第20条第6項	審理の公開の決定			○																		
		第24条第3項	聴聞調書及び報告書の受理			○																		
		第24条第4項	聴聞調書及び報告書の閲覧要求の受理			○																		
			聴聞調書及び報告書の閲覧の許可			○																		
			聴聞調書及び報告書の閲覧の不許可	○																				
		第25条	聴聞の再開の命令			○																		
第27条第1項	口頭による弁明の決定			○																				
	弁明書の受理			○																				
第27条第2項	証拠書類等の受理			○																				
第28条	弁明の機会の付与の通知			○																				
第37条第1項、第2項及び第3項	文書等並びに聴聞調書及び報告書の写しの交付請求の受理			○																				
11	埼玉県行政手続条例に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年埼玉県公安委員会規則第2号)	第3条第3項	主宰者の再指名(公安委員に対するものを除く。)			○																		
		第9条第1項(第24条第2項において準用する場合を含む。)	聴聞の期日(弁明の日時)又は場所の変更の申出の受理並びに聴聞の期日(弁明の日時)又は場所の変更			○																		
		第9条第3項(第24条第2項において準用する場合を含む。)	聴聞の期日(弁明の日時)又は場所の変更の通知			○																		
		第12条第1項	聴聞の審理の公開の通知並びに期日及び場所の公示			○																		
		第19条第2項	聴聞調書等の閲覧の日時及び場所の指定並びにその通知			○																		
		第22条第1項	弁明録取者の指名			○																		
		第23条第3項	弁明調書の受理			○																		
		第25条第1項(第11条第1項、第2項及び第3項を準用する場合)	提出物目録の作成 提出物目録の写しの交付 証拠書類等の返還			○ ○ ○																		
12	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例施行規則(平成12年埼玉県公安委員会規則第5号)	第3条	関係書類の内容確認及び手数料の減免確定			○					○													
13	非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年埼玉県条例第31号)	第3条第1項	警察署協議会委員への旅行命令								○													
			埼玉県留置施設視察委員会委員への旅行命令			○																		
14	警察署協議会の委嘱等に関する規程(平成13年埼玉県公安委員会規程第8号)	第2条第3項	委嘱状の交付								○													
		第3条第1項	解嘱理由、弁明の機会の付与の通知及び弁明書の受理			○																		
		第3条第3項	解嘱の通知									○												

共通

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分							
				警察本部					警察署												
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理								
15	埼玉県情報公開条例(平成12年埼玉県条例第77号)	第8条第1項	開示請求の受理			○															
		第8条第2項	開示請求書の補正			○															
		第14条第1項	開示決定等の通知			○															
		第15条第2項	開示決定等の延長の決定及び通知			○															
		第15条第3項	開示決定等の特例延長の決定及び通知			○															
		第16条第1項	事案の移送の手続及び通知			○															
		第17条第1項	第三者に対する任意的意見書提出の機会の付与			○															
		第17条第2項	第三者に対する必要の意見書提出の機会の付与			○															
		第17条第3項	第三者からの反対意見書の受理及び第三者への通知			○															
		第18条第1項	開示の実施			○															
		第18条第3項	開示の実施方法の申出の受理			○															
		第18条第5項	再開示申出書の受理			○															
		第20条	写しの交付の費用の徴収			○															
		第21条	開示申出の手続			○															
		第24条第1項	審査会への諮問			○															
		第24条第3項	審査会へ諮問した旨の通知			○															
		第25条	第三者に対する通知			○															
		第26条第1項	開示決定等に係る公文書の提示			○															
		第26条第3項	指定する方法による資料の提出			○															
		第26条第4項	意見書等の提出			○															
第27条第1項	意見の陳述の申立て			○																	
第28条	意見書等の提出			○																	
第30条第2項	意見書又は資料の閲覧			○																	
第30条第3項	意見の申立て			○																	
第35条	公文書検索資料の作成			○																	
第37条第2項	出資法人の情報公開に関する措置に係る指導			○																	
第37条第3項	審査会への意見聴取			○																	
16	埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則(平成13年埼玉県公安委員会規則第14号)	第9条第1項	開示日時の変更申出の受理			○															
		第9条第3項	開示日時の変更申出の決定の通知			○															
		第10条	開示の中止等の命令			○															
		第11条第2項	開示の申出に対する通知			○															
17	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)	第13条	区域内の事業者等への支援			○															
		第14条	苦情の処理のあっせん等			○															
		第66条第1項	安全管理措置			○															
		第70条	保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求			○															
		第75条第1項	個人情報ファイル簿の作成及び公表			○															
		第77条第1項	開示請求の受理			○															
		第77条第3項	開示請求書の補正			○															
		第82条第1項及び第2項	開示決定等の通知			○															
		第83条第2項	開示決定等の延長の決定及び通知			○															
		第84条	開示決定等の特例延長の決定及び通知			○															
		第85条第1項	開示請求事案の移送の手続及び通知			○															
		第86条第1項	第三者に対する任意的意見書提出の機会の付与			○															
		第86条第2項	第三者に対する必要の意見書提出の機会の付与			○															
		第86条第3項(第107条第1項において準用する場合を含む。)	第三者からの反対意見書の受理及び第三者への通知			○															
		第87条第1項	開示の実施			○															
		第87条第3項	開示の実施方法等の申出の受理			○															
		第89条第2項	写しの交付の費用の徴収			○															
		第91条第1項	訂正請求の受理			○															
		第91条第3項	訂正請求書の補正			○															
		第92条	訂正の実施			○															
第93条第1項及び第2項	訂正決定等の通知			○																	
第94条第2項	訂正決定等の延長の決定及び通知			○																	

共通

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者							区分			
				警察本部				警察署						
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長		特 定 課 長	課 長	課 長 代 理
9	警備業法（昭和47年法律第117号）	第22条第2項	警備員指導教育責任者資格者証の交付			○								
			警備員指導教育責任者資格者講習の実施			○								
			警備員指導教育責任者資格の認定			○								
		第22条第5項（第23条第5項及び第42条第3項において準用する場合を含む。）	警備員指導教育責任者資格者証、合格証明書及び機械警備業務管理者資格者証の書換え			○								
			警備員指導教育責任者資格者証、合格証明書及び機械警備業務管理者資格者証の再交付			○								
		第22条第8項	現任指導教育責任者講習の実施			○								
		第23条第1項	警備員等に対する検定の実施			○								
		第23条第4項	合格証明書の交付			○								
		第40条	機械警備業務の届出書の受理								○			
		第41条	機械警備業務の廃止等の届出書の受理								○			
		第42条第2項	機械警備業務管理者資格者証の交付			○								
			機械警備業務管理者講習の実施			○								
			機械警備業務管理者資格の認定			○								
		第46条	業務の状況に関する報告及び資料の提出要求			○								
		第47条第1項	立入警察職員の指定及び立入検査の指示			○								
第47条第2項	身分証明書の交付			○										
第48条	警備業者に対する指示（警備員を警備業務に従事させない措置について指示する場合を除く。）			○										
第50条第2項	聴聞の期日、場所等の通知および公示			○										
第50条第5項	参考人、関係人の出頭要求（公安委員会が主宰する場合に限る。）			○										
10	警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）	第39条第3項	兼任指導教育責任者の承認			○								
		第42条第1項（第63条第1項を準用する場合を含む。）	警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の交付申請書の受理								○			
			警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の書換え申請書の受理								○			
		第43条第3項（第63条第1項において準用する場合を含む。）	警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の再交付申請書の受理								○			
		第44条第1項	警備員指導教育責任者資格者証、合格証明書及び機械警備業務管理者資格者証の返納命令書の交付						○					
第44条第2項	返納警備員指導教育責任者資格者証、合格証明書及び機械警備業務管理者資格者証の受理								○					
11	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）	第2条（第13条において準用する場合を含む。）	警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施期日及び場所等の公示			○								
		第4条（第13条において準用する場合を含む。）	警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の受講申込書の受理			○								
		第6条第1項	警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対する指導教育責任者講習の実施			○								
		第6条第2項	警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対する指導教育責任者講習受講申込書の受理			○								
		第7条第1項	警備員指導教育責任者講習の修了証明書の交付			○								
		第7条第2項（第12条第2項において準用する場合を含む。）	受理								○			
			再交付			○								
第10条	現任指導教育責任者講習の通知			○										
第12条第1項	機械警備業務管理者講習修了証明書の交付			○										
12	警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）	第6条第3項	検定実技試験員の指定			○								
		第7条	検定の実施期日及び場所等の公示			○								
		第8条第1項第2号	1級検定受検資格者の認定			○								
		第9条第1項	検定申請書の受理								○			
		第10条	受検票の交付			○								
		第11条	成績証明書の交付			○								
		第12条第1項	成績証明書の書換え申請書の受理									○		
成績証明書の書換え				○										
第12条第2項	成績証明書の再交付申請書の受理									○				
	成績証明書の再交付			○										

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分		
				警察本部					警察署							
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理			
21	少年指導委員規則（昭和60年 国家公安委員会規則第2号）	第8条	解囁の理由の通知			○										少年課
22	少年指導委員に 関する規程（平 成18年埼玉県公 安委員会規程第 10号）	第2条第4項	少年指導委員の辞職			○										少年課
23	火薬類取締法 （昭和25年法律 第149号）	第19条第1項	運搬届出の受理及び運搬証明書の交付							○						保安課
		第19条第2項及び第3項	運搬、積載等についての指示及び運搬証明書への記載							○						
		第19条第4項（第17条第6 項、第7項及び第8項を準 用する場合）	運搬証明書の有効期間の指定									○				
			運搬証明書の記載事項変更の届出の受理及び書換え									○				
			証明書の再交付申請の受理及び再交付							○						
			返納運搬証明書の受理									○				
		第19条第5項	公安委員会相互の連絡			○										
		第43条第2項	立入検査の指示			○				○						
		第45条	運搬又は猟銃用火薬類等の消費に係る緊急措置命令			○				○						
		第48条第1項	許可の条件付加							○						
		第50条の2（第17条及び第 25条の規定を準用する場 合）	猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受けの許可							○						
			猟銃用火薬類等の消費の許可							○						
			許可証の交付、有効期間の指定							○						
			許可証の記載事項変更の届出の受理及び書換え									○				
	許可証の再交付申請の受理及び再交付							○								
	返納許可証の受理									○						
第52条第1項	知事に対する意見提出			○												
第52条第2項	知事等からの通報の受理			○												
第52条第4項	知事等に対する措置要請			○												
24	狩猟用火薬類等 の譲渡、譲受け、 輸入及び消費に 関する内閣府令 （昭和41年総理 府令第46号）	第2条	譲渡許可申請書の受理									○			保安課	
		第3条第1項	譲受許可申請書の受理									○				
		第8条	許可証の記載欄の追加届出の受理及び追加									○				
		第11条第1項	消費許可申請書の受理									○				
		第11条第2項	消費許可書の交付及び変更届の受理									○				
		第14条	台帳への記載及び異動事項の整理									○				
25	武器等製造法 （昭和28年法律 第145号）	第28条第1項	経済産業大臣又は知事からの通報の受理			○								保安課		
26	銃砲刀剣類所持 等取締法（昭和 33年法律第6 号）	第3条第1項第11号から 第15号まで	銃砲刀剣類製造等を業とする者の届出の受理									○			保安課	
		第3条第2項	作業従事者の届出の受理									○				
		第3条第3項及び第3条 の2第2項	使用人の届出の受理									○				
		第4条第1項及び第5項	所持の許可（第4条第1項第1号の新規所持許可を除く。）			○										
			第4条第1項第1号の新規所持許可			○										
		第4条第2項	許可の条件の付加（第4条第1項第1号の新規所持許可に係るものを除く。）及びその変更			○										
			第4条第1項第1号の新規所持許可の条件の付加			○										
		第4条の2第1項（第5条 の4第3項において準用 する場合を含む。）	所持許可申請書及び技能検定申請書の受理									○				
		第4条の3第1項	認知機能検査の実施							○						
		第4条の3第2項	受診命令							○						
		第4条の4第1項	銃砲等又は刀剣類の確認									○				
		第4条の4第2項	猟銃等への番号又は記号の打刻命令			○										
		第4条の4第3項	クロスボウへの番号又は記号の表示措置命令			○										
		第5条の3第1項	猟銃等取扱講習会の開催			○										
		第5条の3第2項	講習修了証明書の交付			○										
		第5条の3第3項、第5条 の3の2第3項（第5条の 4第3項、第5条の5第3 項、第9条の5第4項、第 9条の10第3項及び第9 条の14第3項において準 用する場合を含む。）及び 第9条の16第1項	講習修了証明書、技能検定合格証明書、技能講習修了証明書、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格講習修了証明書及びクロスボウ射撃資格認定証の再交付又は書換え申請書の受理並びに再交付又は書換え							○						
第5条の3第4項及び第 5条の3の2第4項（第9 条の14第3項において準 用する場合を含む。）	講習開催事務の一部委託			○												
第5条の3の2第1項	クロスボウ取扱い講習会の開催			○												
第5条の3の2第2項	講習修了証明書の交付							○								

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者							区分		
				警察本部				警察署					
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長		特 定 課 長	課 長 代 理
26	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第5条の4第1項	猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施		○								保安課
		第5条の4第2項	合格証明書の交付			○							
		第5条の5第1項	技能講習の実施					○					
		第5条の5第2項	技能講習修了証明書の交付					○					
		第5条の5第4項	技能講習事務の一部委託			○							
		第7条第1項	許可証の交付							○			
		第7条第2項（第9条の13第3項において準用する場合を含む。）	許可証及び年少射撃資格認定証の記載事項変更、亡失等の届出受理及び書換え又は再交付					○					
		第7条の3第1項及び第2項	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の更新申請の受理 猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の更新			○				○			
		第8条第2項、第4項及び第5項並びに第9条第3項	返納許可証の受理							○			
		第8条第3項	許可証の記載事項のまつ消及びその届出の受理							○			
		第8条第7項	許可の失効に係る銃砲刀剣類の提出命令、仮領置						○				
		第8条第8項	許可の失効に係る銃砲刀剣類の返還申請の受理及び返還						○				
		第8条第9項及び第10項（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第11項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）	仮領置銃砲刀剣類等の売却又は廃棄及び売却代金の交付						○				
		第8条の2第2項	許可の失効に係る拳銃部品の提出命令及び仮領置						○				
		第8条の2第3項	許可の失効に係る拳銃部品の返還申請の受理及び返還						○				
		第9条の2第1項	指定射撃場の指定申請の受理			○							
		第9条の3第1項	猟銃等射撃指導員の指定申請の受理 猟銃等射撃指導員の指定			○				○			
		第9条の3第2項	猟銃等射撃指導員の指定の解除			○							
		第9条の3の2第1項	クロスボウ射撃指導員の指定申請の受理 クロスボウ射撃指導員の指定			○				○			
		第9条の3の2第2項	クロスボウ射撃指導員の指定の解除			○							
		第9条の4第1項	教習射撃場の指定申請の受理							○			
		第9条の4第2項（第9条の9第2項において準用する場合を含む。）	教習射撃指導員及び練習射撃指導員の選任又は解任届出の受理			○							
		第9条の5第2項	教習資格の認定申請の受理 教習資格の認定 教習資格認定証の交付			○				○			
		第9条の5第3項（第9条の3の2第2項及び第9条の10第3項において準用する場合を含む。）	返納教習資格認定証、練習資格認定証及びクロスボウ射撃資格認定証の受理							○			
		第9条の6第2項（第9条の11第2項において準用する場合を含む。）	教習用備付け銃及び練習用備付け銃の届出又は変更届出の受理							○			
		第9条の6第3項（第9条の11第2項において準用する場合を含む。）	教習用備付け銃及び練習用備付け銃の打刺命令			○							
		第9条の7第3項（第9条の11第2項、第10条の6第6項及び第10条の8第2項において準用する場合を含む。）	銃砲等の受理に関する必要措置命令			○							
		第9条の8第3項	教習射撃場の指定解除に係る教習用備付け銃の提出命令及び仮領置						○				
		第9条の8第4項	教習射撃場の指定解除に係る教習用備付け銃の返還申請の受理及び返還						○				
		第9条の9第1項	練習射撃場の指定申請の受理 射撃練習資格認定申請の受理							○			
		第9条の10第2項	射撃練習資格の認定 射撃練習資格認定証の交付			○				○			
		第9条の12第2項	練習射撃場の指定解除に係る練習用備付け銃の提出命令及び仮領置						○				
		第9条の12第3項	練習射撃場の指定解除に係る練習用備付け銃の返還申請の受理及び返還						○				
		第9条の13第1項	年少射撃資格の認定申請の受理			○							
		第9条の13第2項	年少射撃資格認定証の交付							○			
		第9条の14第1項	年少射撃資格の認定のための講習会の開催			○							
		第9条の14第2項	年少射撃資格講習修了証明書の交付			○							
		第9条の16第1項	クロスボウ射撃資格認定申請の受理 クロスボウ射撃練習資格の認定 クロスボウ射撃練習資格認定証の交付			○				○			
		第10条の6第1項	銃砲等の保管状況に関する報告徴収							○			

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分							
				警察本部					警察署												
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理								
26	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第10条の6第2項	立入検査の指示							○								保安課			
		第10条の8第1項	猟銃等保管業の届出				○														
		第10条の8第4項	猟銃等保管業廃止の届出の受理				○														
		第10条の8の2第1項	クロスボウ保管業の届出				○														
		第10条の8の2第4項	クロスボウ保管業廃止の届出の受理				○														
		第10条の9第1項及び第2項	必要な措置の指示				○														
		第11条第7項、第8項及び第9項	許可の取消しに係る銃砲刀剣類の提出命令及び仮領置								○										
		第11条第10項	許可の取消しに係る銃砲刀剣類の返還申請の受理及び返還								○										
		第11条の2第1項及び第3項	許可の取消しに係る拳銃部品の提出命令及び仮領置								○										
		第11条の2第2項	調査のための拳銃部品の保管中における仮領置								○										
		第11条の2第4項	許可の取消しに係る拳銃部品の返還申請の受理及び返還								○										
		第12条第1項	聴聞の期日、場所等の通知及び公示				○														
		第12条の3	報告徴収及び指定医師による受診の命令				○														
		第13条	銃砲刀剣類の所持の検査の指示								○										
		第13条の2	公務所等への照会				○				○										
		第13条の3第1項	調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の提出命令及び保管								○										
		第13条の3第2項	銃砲等又は刀剣類の返還								○										
		第13条の3第3項	拳銃部品の提出命令及び保管								○										
		第13条の3第4項	拳銃部品の返還								○										
		第13条の4	公安委員会相互の連絡				○				○										
		第14条第4項、第16条第2項、第17条第3項及び第18条の2第3項	都道府県教育委員会からの登録銃砲等に関する通知の受理				○														
第21条の3第1項第4号	準空気銃の製造又は輸出の届出の受理												○								
第22条の2第1項（第22条の3第2項において準用する場合を含む。）	輸出用模造拳銃及び模擬銃器の製造又は輸出を業とする者の届出受理														○						
第27条第1項	銃砲刀剣類の提出命令	○																			
第27条の2第1項	指定射撃場等の設置者等に対する報告徴収				○																
第27条の2第2項	立入検査の指示				○																
第28条の2第1項	猟銃安全指導委員の委嘱				○																
第28条の2第6項	猟銃安全指導委員研修会の開催				○				○												
第2条第3号	危害予防条件の設定				○																
第17条第2項	猟銃等取扱い講習会開催に関する必要事項の公表				○																
第19条の2第2項	クロスボウ取扱い講習会開催に関する必要事項の公表				○																
第20条第1項	技能検定実施の日時、場所等の通知														○						
第24条第2項	許可期間の延長				○																
第35条第1項	銃砲等の確認に係る通知及び通知の受理				○				○												
第35条第2項	許可証の書換えに係る通知及び通知の受理				○				○												
第35条第3項	外国人の許可証の書換え又は再交付に係る通知及び通知の受理				○				○												
第35条第4項	外国人の許可証の返納に係る通知及び通知の受理				○				○												
第35条第5項	猟銃等販売業者等からの許可証の返納に係る通知及び通知の受理				○				○												
第4条第2項	銃砲刀剣類製造等の変更届出の受理														○						
第4条第3項	銃砲刀剣類製造等の届出又は変更届出の届出書の交付														○						
第4条第4項	事業の廃止届出の受理														○						
第5条第2項及び第6条第2項	届出済証明書の交付														○						
第6条第3項（第5条第3項において準用する場合を含む。）	使用人及び作業従事者の変更届出の受理														○						
第6条第5項（第5条第3項において準用する場合を含む。）	届出済証明書の亡失、盗難等の届出の受理及び再交付														○						
第12条第2項	推薦取消し通知書の受理								○												
第18条	打刻命令書の交付				○										○						
第20条	猟銃等講習受講申込書の受理														○						
第26条	技能講習受講申込書の受理														○						
第30条	許可期間の延長申請書の受理														○						
第32条	許可証書換申請書の受理														○						
第33条	許可証再交付申請書の受理														○						
第35条	新許可証の交付及び写真の受理								○												
第36条	許可証等返納届出書の受理														○						
第38条	仮領置書の交付								○												
第44条	射撃指導員指定書の交付														○						
第45条	射撃指導員指定解除通知書の交付														○						
第46条	射撃指導員の氏名等の変更の届出の受理														○						

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分					
				警察本部					警察署										
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理						
33	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）	第7条の3第1項（第31条の23において準用する場合を含む。）	法人の分割の承認			○												保安課	
			法人の分割の不承認			○													
			第7条の3第3項（第31条の23において準用する場合を含む。）	法人の分割に係る許可証の書換え										○					
			第9条第1項（第20条第10項又は第31条の23において準用する場合を含む。）	営業所の構造若しくは設備の変更又は遊技機の増設、 交替その他の変更の承認			○												
				営業所の構造若しくは設備の変更又は遊技機の増設、 交替その他の変更の不承認			○												
			第9条第3項（第20条第10項又は第31条の23において準用する場合を含む。） 及び第9条第5項（第31条の23において準用する場合を含む。）	変更届出書の受理										○					
			第9条第4項（第31条の23において準用する場合を含む。）	許可証の書換え						○									
			第10条第1項（第31条の23において準用する場合を含む。） 及び第3項（第31条の23において準用する場合を含む。）	返納許可証の受理										○					
			第10条の2第1項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業業者及び特例特定遊興飲食店営業業者の認定			○												
				特例風俗営業業者及び特例特定遊興飲食店営業業者の不認定			○												
			第10条の2第2項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業業者及び特例特定遊興飲食店営業業者に 係る認定申請書の審査			○												
			第10条の2第3項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業業者及び特例特定遊興飲食店営業業者に 係る認定証の交付										○					
			第10条の2第4項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業業者及び特例特定遊興飲食店営業業者の不 認定の通知			○												
			第10条の2第5項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業業者及び特例特定遊興飲食店営業業者に 係る認定証の亡失及び滅失の届出の受理及び再交付							○								
			第10条の2第6項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業業者及び特例特定遊興飲食店営業業者の認 定の取消し			○												
			第10条の2第7項（第31条の23において準用する場合を含む。） 及び第9項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業業者及び特例特定遊興飲食店営業業者に 係る認定証の返納の受理										○					
			第20条第2項	遊技機の認定			○												
				遊技機の不認定			○												
			第20条第4項	遊技機の型式の検定			○												
			第24条第5項（第31条の23において準用する場合を含む。）	管理者の解任の勧告			○												
			第24条第6項（第31条の23において準用する場合を含む。）	管理者講習の実施			○												
			第24条第7項（第31条の23において準用する場合を含む。）	管理者講習の通知						○									
			第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19、第31条の24、第34条第1項、第35条の4第1項及び第4項第1号	風俗営業者等に対する指示							○								
			第27条第1項	店舗型性風俗特殊営業の開始届出書の受理							○								
			第27条第2項（第31条の12第2項において準用する場合を含む。）	店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の 廃止届出書及び変更届出書の受理										○					
	第27条第4項（第31条の12第2項において準用する場合を含む。）	店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の 届出確認書の交付										○							
	第27条第4項（第31条の12第2項において準用する場合を含む。）	店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の 届出確認書の不交付通知			○														
	第31条第1項及び第31条の16第1項	標章のはり付け										○							

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分	
				警察本部					警察署						
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理		
43	放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）	第18条第5項	運搬の届出の受理			○									保安課
		第18条第6項	運搬の日時、経路その他内閣府令で定める事項の指示			○									
		第18条第10項	公安委員会相互の連絡			○									
		第42条第1項	報告の徴収			○			○						
		第43条の2第1項	立入検査の指示			○			○						
44	放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号）	第2条第4項	届出書及び変更届出書の交付			○								保安課	
		第3条第3項	指示書の交付			○									
45	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）	第17条第1項	運搬届出の受理及び運搬証明書の交付			○								保安課	
		第17条第2項	運搬の日時、経路その他公安委員会規則で定める事項の指示			○									
		第17条第3項	運搬証明書への指示事項の記載			○									
		第17条第5項	運搬証明書の書換え			○									
			運搬証明書再交付申請の受理及び再交付			○									
			返納運搬証明書の受理			○									
		公安委員会相互の連絡			○										
第32条第1項	報告の徴収			○			○								
第33条第2項	立入検査の指示			○			○								
46	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成7年政令第192号）	第3条の2	運搬証明書書換え申請の受理及び書換え						○					保安課	
		第3条の3	運搬証明書の喪失等届出の受理及び再交付						○						
		第3条の4	返納運搬証明書の受理						○						
		第3条の5	公安委員会相互の連絡			○									
47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	第56条の27第1項	運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付			○								保安課	
		第56条の27第2項	運搬の日時、経路その他国家公安委員会規則で定める必要な指示			○									
		第56条の27第3項	運搬証明書への指示事項の記載			○									
		第56条の27第7項	公安委員会相互の連絡			○									
		第56条の30	報告の聴取			○			○						
第56条の31	立入検査の指示			○			○								
48	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）	第21条	運搬証明書書換え申請の受理及び書換え						○					保安課	
		第22条	運搬証明書再交付申請の受理及び書換え						○						
		第23条	返納運搬証明書の受理						○						
		第24条	公安委員会相互の連絡			○									
49	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）	第87条第1項	知事からの通報の受理			○							保安課		
50	埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例（令和2年埼玉県条例第29号）	第3条第1項	ヤード内自動車等関連事業届出書の受理						○					保安課	
		第3条第2項	ヤード内自動車等関連事業届出事項変更届出書の受理								○				
		第3条第3項	ヤード内自動車等関連事業休止等届出書の受理								○				
		第11条第1項	立入警察職員の指定及び解除			○									
		第11条第2項	身分証明書の交付			○									

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分						
				警察本部					警察署											
				本 部 長	部 長	免 許 本 部 長	所 属 長	次 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理							
1	道路交通法(昭和35年法律第105号)	第4条第1項	信号機及び道路標識等の管理				○				○							交通規制課		
			交通規制(信号機の設置、最高速度の指定、廃道に伴う交通規制の廃止、信号機の設置に伴う一時停止の廃止及び交通規制の一時解除を除く。)		○															
			廃道に伴う交通規制の廃止				○													
			信号機の設置に伴う一時停止の廃止				○													
			交通規制の一時解除				○													
			信号機の改良及び地番変更に伴う意思決定内容の変更				○													
			警察官の現場における指示による交通規制の実施		○		○													
		第15条の3第1項	遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出の受理及び届出事項変更の届出の受理				○												交通総務課	
		第15条の3第3項	届出番号等の通知				○													
		第15条の5第1項	遠隔操作型小型車の使用者に対する報告若しくは資料提出の要求又は立入検査若しくは質問の指示				○													
		第15条の6第1項	必要な措置の指示				○													
		第22条の2第1項	最高速度違反車両に係る車両の使用者に対する指示				○													
		第22条の2第2項(第66条の2第2項において準用する場合を含む。)	監督行政庁に対する協議				○												交通指導課	
		第44条第2項第2号	停留所等の駐車禁止規制から除外する対象についての合意及び公示				○													
		第45条の2第2項	高齢運転者等標章の交付									○								
		第49条第1項	パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の設置及び管理	設置に係るもの		○														
				管理に係るもの				○												
		第49条第2項	時間制限駐車区間における必要な措置			○														
		第49条第3項	パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理事務の委託			○														
		第51条の4第3項	標章取り付けに関する報告の受理				○													
		第51条の4第4項	放置違反金納付命令				○													
		第51条の4第6項	弁明通知				○													
		第51条の4第7項	弁明通知の公示送達				○													
		第51条の4第10項	公示による納付命令				○													
		第51条の4第12項	仮納付金返還通知				○													
		第51条の4第13項	督促				○													
		第51条の4第14項	滞納処分				○													
		第51条の4第16項	納付命令の取消し				○													
		第51条の4第18項	納付命令の公示送達				○													
		第51条の5第1項	使用者等に対する報告の徴収				○													
		第51条の5第2項	車両使用者等の照会				○													
		第51条の6第1項	国家公安委員会への報告				○													
		第51条の8第2項	登録(更新)申請書の受理									○							交通指導課	
		第51条の8第3項	登録(更新)しない旨の通知			○														
		第51条の8第5項	登録(更新)に伴う登録簿への登載				○													
		第51条の9	適合命令			○														
		第51条の11第1項	登録法人に対する報告の徴収	報告の受理			○													
				立入検査				○												
				立入検査結果の報告の受理				○												
				駐車監視員資格者講習の実施				○												
		第51条の13第1項	認定審査の実施	駐車監視員資格者証の交付				○												
				駐車監視員資格者証を交付しない通知		○														
第51条の15第1項	放置違反金関係事務の委託			○																
第58条の4	過積載車両に係る車両の使用者に対する指示																			
第59条第2項及び第3項	道路指定又は時間を限ってのけん引の許可及び許可証の交付	道路指定又は時間を限ってのけん引の不許可			○												交通規制課			
		過労運転車両に係る車両の使用者に対する指示								○										
第66条の2第1項	過労運転車両に係る車両の使用者に対する指示									○							交通指導課			
第74条の3第5項	安全運転管理者等の選任又は解任の届出の受理									○										
第74条の3第6項	安全運転管理者等の解任命令			○													交通総務課			
第74条の3第8項	自動車の使用者に対する是正措置命令			○																
第74条の3第9項	安全運転管理者等の講習の通知									○										
第75条第2項	自動車の使用者に対する自動車使用制限命令			○																
第75条第3項(第75条の2第2項において準用する場合を含む。)	監督行政庁に対する意見聴取	監督行政庁に対する意見聴取				○														
		自動車使用制限命令に係る聴聞の期日、場所等の通知及び公示								○										
第75条第9項(第75条の2第3項において準用する場合を含む。)	自動車の使用制限書の交付及び標章の貼付	自動車の使用制限書の交付及び標章の貼付									○									
		標章除去申請書の受理及び標章の除去										○								
第75条の2第1項	指示処分をした後における自動車使用制限命令			○																
第75条の2第2項	納付命令を受けた使用者に対する車両使用制限命令	納付命令を受けた使用者に対する車両使用制限命令			○															
		車両の使用者に対する使用制限処分の移送手続								○										
第75条の2第2第1項	安全運転管理者を選任している自動車の使用者又は安全運転管理者に対する報告、資料の提出要求	安全運転管理者を選任している自動車の使用者又は安全運転管理者に対する報告、資料の提出要求													○		交通総務課			
		自動車の使用者に対する報告又は資料の提出要求													○					

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					

番号	根拠法令	条項	事務内容	専 決 権 者										区分				
				警察本部					警察署									
				本 部 長	部 長	免 許 本 部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長		課 長 代 理			
2	道路交通法の一部を改正する法律（昭和40年法律第96号）	附則第2条第3項	旧法自動三輪車免許の限定解除審査の実施							○							運転免許試験課	
		附則第5条第3項	旧法軽自動車免許の限定解除審査の実施							○								
3	道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）	附則第6条第3項及び第7条第4項	旧法技能検定員及びびみなし教習指導員の解任命令				○										運転免許課	
			旧法技能検定員及びびみなし教習指導員に対する弁明の機会の付与					○										
4	道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）	第13条第1項	緊急自動車の指定申請及び届出の受理					○									交通総務課	
		第14条の2	緊急自動車の指定			○												
			道路維持作業用自動車の指定申請及び届出の受理				○											
		第26条の8	道路維持作業用自動車の指定				○											交通指導課
			車両の使用者に対する使用制限命令の処分量定審査				○											
		第32条の7第2号、第32条の8第2号、第34条第5項及び第8項	大型免許等の受験資格特例教習に係る年齢課程の指定			○												運転免許課
		第33条の6第1項第1号ハ、第2項第1号ハ及び第4項第1号ハ	普通自動車等の運転に関する教習の課程の指定			○												
第34条第2項、第4項、第7項及び第10項	大型免許等の受験資格特例教習に係る経験課程の指定			○														
第40条の2第2号	免許関係事務の委託の公示				○													
5	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第6条の3の3第5号	停留所等の駐停車禁止規制に係る者の認定					○									交通規制課	
		第6条の3の4第1項	高齢運転者等標章申請書の受理							○								
		第6条の3の5	高齢運転者等標章記載事項変更届の受理								○							
		第6条の3の6	高齢運転者等標章再交付申請書の受理								○							
		第6条の7第2項	パーキング・チケット発給設備設置の表示板の設置					○										
		第8条の5第1項	けん引許可申請書の受理								○							
		第9条の9第1項第2号及び第2項第2号	安全運転管理者等の運転管理能力の認定			○												交通総務課
		第9条の19第2項	特定自動運行許可証の交付					○										
		第9条の22	知事、道路管理者等への意見聴取			○												
		第9条の23第2項	知事、道路管理者等への意見聴取			○												
		第9条の33	特定自動運行許可取消（停止）通知書の交付							○								
		第9条の38第4項	特定自動運行許可証の返納に伴う公示							○								
		第15条の2	緊急自動車の運転審査の実施							○								運転免許試験課
		第18条の3	免許の拒否等に係る通知							○								運転管理課
		第18条の4第1項、第29条の3第2項及び第29条の5第1項	公安委員会が専門的な知識を有すると認める医師の指定			○												運転免許試験課
		第18条の5	限定解除審査申請書の受理									○						運転免許試験課
		第22条第1項、第2項及び第3項（第28条の2において準用する場合を含む。）	眼鏡等に係る限定解除審査申請書の受理									○					○	
			運転免許試験を行う道路、場所等の指定					○										
		第24条第7項（第28条の2において準用する場合を含む。）	技能試験に使用する自動車の提供又は指定					○										
		第24条第8項（第28条の2において準用する場合を含む。）	技能試験官の指定					○										
		第28条	運転免許試験成績証明書の交付									○						
		第29条第9項（第29条の2第7項において準用する場合を含む。）	更新免許証の交付									○					○	
		第29条の2の3	報告書の受理									○						運転免許試験課
		第30条の9第4項	免許の取消通知書の交付									○					○	運転免許課
		第30条の13第1項	運転経歴証明書の再交付申請書の受理									○					○	
		第31条の5第3項	自動車教習所の廃止の届出及び届出事項の変更届出の受理							○								
		第31条の6	届出をした自動車教習所に対する報告書及び必要な報告又は資料提出要求							○								
		第33条第5項第2号二、（第34条の3第1項第3号において準用する場合を含む。）及び第38条第7項第2号	応急救護処置指導員の能力の認定					○										
		第36条	指定自動車教習所の指定申請書の記載事項の変更届出の受理							○								
		第37条第1項	指定書の交付及び指定取消通知書による通知							○								
		第37条第2項	必要な措置の命令書の交付							○								
		第37条第3項	証明書の発行禁止及び発行禁止期間延長の通知							○								
		第37条の2	報告書の受理									○						運転免許試験課
第37条の2の2第2項	国際運転免許等の所持者に対する命令書の交付							○								運転免許課		
第38条第17項	講習終了証明書の交付申出の受理及び交付									○								
第38条の2	特定任意講習終了証明書及び特定任意高齢者講習終了証明書の交付申出の受理及び交付									○								
第38条の4の6第1項	運転免許取得者教育を行う者に対する報告書の提出要求									○						交通総務課 運転免許課		
第38条の4の6第2項	運転免許取得者教育を行う者に対する必要な報告の要求又は資料の提出要求									○								

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分		
				警察本部					警察署							
				本 部 長	部 長	免 許 本 部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長		課 長 代 理	
42	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会との付与に関する規則	第8条第3項	意見の聴取の期日又は場所の変更の通知及び公示				○									運転管理課
		第13条	意見の聴取調書の受理				○									
		第14条第1項	弁明書による弁明の決定				○									
		第14条第2項	弁明録取者の指名				○									
		第15条第3項	弁明調書の受理				○									
43	指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）	第2条第1項	指定申請書の受理				○								運転免許課	
		第3条 第4条第1項及び第3項	指定の公示				○									
			名称等の変更の届出の受理				○									
			第5条第5号	運転適性指導員の資格審査の実施				○								
				運転適性指導員の資格の審査及び合否の決定				○								
			第7条第5号	運転習熟指導員の資格審査の実施				○								
				運転習熟指導員の資格の審査及び合否の決定				○								
			第9条第1項	講習業務規程認可申請書の受理				○								
			第9条第2項	講習業務規程認可及び変更の認可				○								
			第11条	講習結果報告書の受理				○								
		講習結果報告書の確認					○									
			第13条	事業報告書及び収支決算書の受理				○								
		事業報告書及び収支決算書の確認					○									
			第14条第1項	講習休廃止許可申請書の受理				○								
			第14条第2項	講習休廃止許可の公示				○								
	第15条	指定講習機関の指定の取消しの公示				○										
	第16条	特定講習の業務の引継ぎ等				○										
	第17条	講習受講指導員の指名				○										
	第18条	指定講習機関との連絡等				○										
44	運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）	第4条第2項第2号	認知機能検査員としての技能及び知識に関する審査及び講習の実施				○							運転免許課		
		第7条第2項第4号	講習指導員としての技能及び知識に関する審査の実施				○									
45	確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）	第6条	駐車監視員資格者講習の公示				○							交通指導課		
		第7条第1項	受講申込書の受理									○				
		第9条第1項	修了証明書の交付				○									
		第9条第2項 (第10条第5項において準用する場合を含む。)	修了証明書再交付申請書の受理										○			
			修了証明書の再交付				○									
		第10条第2項	認定申請書の受理							○						
		第10条第4項	認定書の交付				○									
		第11条第1項	駐車監視員資格者証交付申請書の受理							○						
		第13条第1項	駐車監視員資格者証書換え交付申請書の受理										○			
駐車監視員資格者証の書換え交付					○											
第13条第2項	駐車監視員資格者証再交付申請書の受理										○					
	駐車監視員資格者証の再交付				○											
第14条第2項	駐車監視員資格者証の返納受理										○					
46	自転車運転者講習に関する規程（平成27年埼玉県公安委員会規程第12号）	第3条	受領書の徴収				○							交通総務課		
		第4条	住所地公安委員会に対する受講命令を決定した旨の通知及び受講命令の執行依頼				○									
		第5条第1項	命令公安委員会からの受講命令執行依頼の受理				○									
		第5条第2項	受領書の徴収及び命令公安委員会への命令執行の通知				○									
		第5条第3項	命令公安委員会への命令書の返送				○									
47	運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）	第4条第2項第4号	認定検査実施者の指定				○							交通総務課 運転免許課		
			認定検査実施者の取消し				○									
		第6条第1項	認定検査申請書等の受理				○									
		第8条第1項	認定検査実施者の変更届出の受理						○							
		第8条第2項	認定検査実施者の変更届出に係る公示				○									
		第8条第3項	申請書類の内容変更届出の受理						○							
48	特定小型原動機付自転車運転者講習に関する規程（令和5年埼玉県公安委員会規程第8号）	第3条	受領書の徴収				○							交通総務課		
		第4条	住所地公安委員会に対する受講命令を決定した旨の通知及び受講命令の執行依頼				○									
		第5条第1項	命令公安委員会からの受講命令執行依頼の受理				○									
		第5条第2項	受領書の徴収及び命令公安委員会への命令執行の通知				○									
		第5条第3項	命令公安委員会への命令書の返送				○									

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者								区分		
				警察本部				警察署						
				本部長	部長	所属長	次席	課長補佐等	署長	副署長	特定課長		課長	課長代理
1	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則(平成28年国家公安委員会規則第9号)	第3条及び第4条	小型無人機等の飛行を行おうとする者が行う通報の受理		○									公安第一課
2	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)	第59条第6項	運搬の日時、経路その他総理府令で定める事項の指示(核燃料物質の防護に係るものに限る。)			○								警備課
		第59条第7項	運搬証明書への指示事項の記載(核燃料物質の防護に係るものに限る。)			○								
		第59条第13項	公安委員会相互の連絡(核燃料物質の防護に係るものに限る。)			○								
		第68条第1項	立入検査の指示(核燃料物質の防護に係るものに限る。)			○								
3	集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和24年埼玉県条例第43号)	第1条	集団行進及び集団示威運動に関する届出の受理							○				警備課
4	集団行進及び集団示威運動の届出に関する手続(平成8年埼玉県公安委員会告示第167号)	2	届出証の交付							○				警備課